

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名	スズキ ヨウコ 鈴木 陽子		授与番号 甲 第 1370 号
学位の種類	博士(学術)	授与年月日	2019 年 9 月 25 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者(学位規則第 4 条第 1 項)		
博士論文の題名	病者に「なること」と「やめること」のはざまー米軍統治下(1945～72)の沖縄愛楽園入所者の戸籍再製ー		
審査委員	(主査) 岸 政彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	
	西 成彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	熊本 博之 (明星大学人文学部人間社会学科教授)	
論文内容の要旨	<p>本論文は、米軍統治下にあった戦後沖縄におけるハンセン病施設「愛楽園」を舞台に、戦後の「戸籍再製」という問題を通じて、ハンセン病患者たちのアイデンティティと実践のあり方について、実証的かつ理論的に分析したものである。</p> <p>序章では、論文全体の問題設定が述べられる。復帰前、米軍統治下の沖縄では、戦争で焼失した戸籍が再製されたのだが、戸籍に名前が記載されなかったハンセン病患者たちも、さまざまな理由からこの戸籍を再製している。膨大な資料と生活史の聞き取りから、戦後沖縄のハンセン病患者たちにとって、それがどのような意味があったのかを考えることがこの論文の目的とされる。あわせて、沖縄におけるハンセン病施設の歴史的な設置の経緯などが概括される。</p> <p>第 1 章では、ハンセン病に関する社会学的な先行研究が批判的に検討される。主だった研究を総括するなかで、特に蘭由岐子の研究が参照され、批判されている。それは当事者たちの「主体性」を尊重しながらも、あくまでもかれらを「病者」の側にとどめおこうとするという限界があった。本論文ではこの点を理論的に乗り越えることが目指される。そのために、「病者になること」と「病者をやめること」という対概念が提起される。</p> <p>続いて第 2 章で、沖縄の固有の歴史的状況のなかで、家族や地域社会からどのようにかれらが排除されてきたかが描かれている。琉球処分によって沖縄にも公衆衛生政策が導入されたが、地域共同体社会ではハンセン病患者たちは、前近代的な風習のもとで、過酷なまでの排除を経験していた。第 3 章では、聞き取りで得られた生活史を分析しながら、地域社会からの排除と米軍の隔離政策のもとで、かれらがどのように愛楽園の「入所者」＝「病者」になっていったのかが詳述される。続いて第 4 章では、米軍の隔離政策にも触れながら、おもに地域社会でのハンセン病患者たちの排除が詳細に記述されている。戦後の公衆衛生政策の拡大のなかで、地元社会から排除されたハンセン病患者たちは、愛楽園のなかへと囲い込まれていくのだが、そこはかれらにとっては、断種や墮胎という経験を含みながらも、地域社会からの逃げ場／居場所として意味づけられていく。このようにかれらは「病者」になっていくのである。第 5 章では、治療によって「軽快退所」が可能になった人びとの生活史が語られる。</p> <p>そして、第 6 章から第 8 章にかけて、戦後沖縄のハンセン病患者たちと「戸籍」との関係が述べられる。沖縄戦で焼失した戸籍は、1954 年から再製されたのだが、多くの場合、伝統的な「トートメ」(仏壇)に記載された家系図がその根拠となった。しかしハンセン病患者は、この家系図に記載されず、戸籍の再製は困難だった。一方で戸籍は、本土へ移動するためのパスポートや選挙の投票、そして社会保障の受給などにとって必要だったため、愛楽園ではトートメと連動しないかたちで入所者たちの戸籍が作られていった。</p> <p>第 9 章では、この戸籍再製が入所者たちにとってどのような意味を持っていたのかが考察される。パスポートや運転免許証などの取得、あるいは年金などの受給のために「道具的に」戸籍を再製することは、ハンセン病患者たちにとっては、自らを排除してきた地域社会や親族から、さらには居場所となった愛楽園から離れて、自立して生きていこうとする試みであり、これが筆者のいう「病者をやめること」として意味づけられていたのである。しかし同時にそれは、家族や親族から離れて生きることで、自らを「存在しないもの」として扱ってきた家族規範を受け入れ、内面化することでもある。この意味でそれはまた同時に「病者になること」でもあった。</p>		

<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文は、40名にもものぼる膨大な生活史の聞き取りデータを中心に、行政資料や機関誌『愛楽』、あるいは1950年代から60年代に記録された愛楽園自治会の内部資料、さらには入所者の手記や日記等の1次資料を用い、戦後沖縄におけるハンセン病患者たちがどのような生を営み、どのように自分たちが生きる空間を切り開いてきたのかについて、理論的・実証的に考察するものである。現在、日本の社会学にはハンセン病患者やハンセン病施設に関する研究が蓄積されつつある状況だが、沖縄の愛楽園については、まだまだその歴史や構造、入所者たちの日常的な実践やアイデンティティが研究されているとは言い難い。本論文はこの課題に立ち向かい、より具体的で明確な「戦後の戸籍再製」に焦点を合わせ、入所者たちにとってのその実践的な意味づけを、生活史などのデータから内面的に理解しようとする試みである。</p> <p>血縁関係や地域社会からの激しい排除と、米軍統治下の沖縄における公衆衛生政策から、ハンセン病患者たちは愛楽園という施設に囲い込まれ、そこが生活の拠点となっていく。このことでかれらは、「病者」という自己を獲得していく。しかし、戸籍の再製という実践が象徴的に表しているとおおり、かれらの人生は「病者になる」ことのみによって語り尽くされることはない。それは同時に、「病者をやめること」をも包み込んでいるのである。</p> <p>本論文は、愛楽園で70年以上にわたり生きてきた人びとの膨大な生活史をもとに、かれらの人生の「複雑さ」を見事に描いている。</p> <p>審査委員からは、主に「沖縄研究」としての本論文の位置付けについていくつかの指摘がなされた。それは、沖縄社会に関する社会学的な先行研究への批判的接合や、国内の他のハンセン病施設と比較した場合の愛楽園の固有の状況や歴史についての考察が不十分である、などの点についてである。しかし、このような課題が提起されながらも、本論文が、愛楽園におけるハンセン病患者たちの人生の複雑さを、数多くの生活史データから実証的に描いた、これまでに類をみない重厚な研究であるという点については異論がなかった。</p> <p>以上、論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は2019年6月10日(月)15時より16時30分まで、創思館302教室において審査員4名によっておこなわれ、公聴会は7月22日(月)14時から15時まで創思館カンファレンスルームにおいて審査委員4名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適切と判断する。</p>